

令和6年分所得税の確定申告及び市民税・県民税申告に関するお知らせ

◎事前相談・作成会(年金所得または年金所得と給与所得のみの方が対象となります)

各地区(美和・甚目寺・七宝)にお住まいの方で確定申告期間前に、下記のとおり「事前相談・作成会」を開催します。

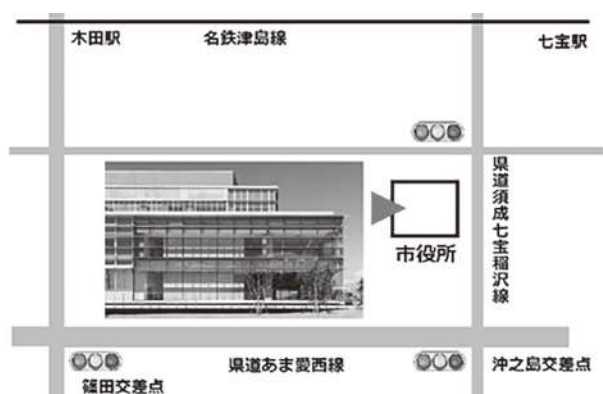
	甚目寺地区にお住まいの方	美和地区にお住まいの方	七宝地区にお住まいの方
日にち	2月5日(水)・6日(木)	2月7日(金)・10日(月)	2月12日(水)・13日(木)
時 間	午前9時～正午、午後1時～4時30分 ※予約制となっております。予約時刻の10分前にご来庁ください。		
会 場	市役所2階D会議室		
予約方法	下記の申告相談・作成会の予約方法をご参照ください。		
予約期間	1月21日(火)午前8時30分～2月12日(水)午後11時59分 ※予約締切は希望日の前日までとなります。		

◎申告相談・作成会

期 間	2月17日(月)～3月17日(月) ※土・日曜・振替休日は除きます。
時 間	午前9時～正午、午後1時～4時30分 ※予約制となっております。予約時刻の10分前にご来庁ください。
会 場	市役所2階D会議室
予約方法	市公式ウェブサイトのオンラインサービス内にある「確定申告予約サイト」から予約をしてください。市役所税務課窓口、各公民館・体育館及び人権ふれあいセンター内に設置してあるパソコンからも予約していただけます。 ※電話での予約受付は行いません。 ※各施設の休館日について 甚目寺・七宝公民館及び体育館…月曜休み 美和公民館…木曜休み 人権ふれあいセンター…日曜・振替休日休み
予約期間	2月4日(火)午前8時30分～3月16日(日)午後11時59分 ※予約締切は希望日の前日までとなります。

※事前相談・作成会及び確定申告期間の受付については原則予約が必要となり、インターネットでの予約となります。予約なしでの来庁は可能ですが、予約の方優先となりますのでお時間を頂きます。ご理解・ご協力をお願いします。

※確定申告に関するお問い合わせは各公民館・体育館、人権ふれあいセンターではお答えできません。税務課へお願いします。



※広報7ページは津島税務署の案内になります。あま市での事前相談・作成会等の予約方法とは異なりますので、ご注意ください。

※駐車場の台数には限りがありますので、できる限り徒歩や自転車、臨時連絡車両等でのご来庁にご協力ください。

【上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等を申告される方へ】

上場株式等の配当所得等及び源泉徴収口座内の譲渡所得等について、令和4年分の確定申告までは所得税と住民税で異なる課税方法を選択することができましたが、令和5年分の確定申告からは所得税と住民税で課税方法を一致させることとなりました。

◆申告に必要なもの(筆記用具をご持参のうえ来庁ください)

- ①申告書または「確定申告のお知らせ」ハガキ(送付のあった方のみ)
 - ②申告者名義の口座の分かるもの(還付申告の場合)
 - ③マイナンバーカードまたは通知カード(通知カードの場合は、身分証明書もお持ちください)
 - ④令和5年分の確定申告書の控(お持ちの方のみ)
 - ⑤所得の分かるもの【原本をお持ちください】
(源泉徴収票、収入経費の分かるもの、配当所得の支払通知書・取引報告書等)
 - ⑥所得控除に必要な証明書・領収書【原本をお持ちください】
 - ・健康保険や介護保険などの1年間に支払った金額の分かるもの(年金から引き落としされている方は、本人以外の申告で社会保険料控除とすることはできません)
 - ・国民年金保険料の控除証明書
 - ・生命保険や個人年金、介護医療保険、地震保険などに支払った保険料の証明書
 - ・医療費控除の明細書【内訳書】
- ※領収書、医療費通知のみでは医療費控除が受けられません。必ず「医療費控除の明細書【内訳書】」の作成、添付が必要となります。(明細書は、医療を受けた人、医療機関別の合計金額を記入してお持ちください。医療費通知(医療費のお知らせ)を使用する場合は添付してください)
医療費控除の明細書【内訳書】については、広報5ページにあります。切り取ってご利用ください。
- ・寄附金の領収書、証明書等
- ※ふるさと納税でワンストップ特例を申請されている方についても、確定申告(市民税・県民税申告を含む)をするとワンストップ特例が無効となりますので、必ずふるさと納税に係る寄附金控除を含めて申告をしてください。

◆市の申告相談会場では受け付けができない方

以下に該当する方は、市役所の申告相談会場では受け付けができないため、津島税務署の相談会場(津島市文化会館)へのご案内となりますので、ご了承ください。

- ①申告に必要な書類が不足している方
 - ②譲渡所得(土地・建物・株の売却・先物取引・土地収用など)のある方
 - ③青色決算書や収支内訳書などの作成について相談のある方
- ※ただし、白色で収支内訳書が作成済みの方は受け付けできます。
- ④令和6年中に住宅を取得したことによる住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
 - ⑤住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
 - ⑥過年分の申告をされる方
 - ⑦FXなどの金融商品や暗号資産の申告をされる方
 - ⑧提出期限(申告対象者の死亡から4か月)を過ぎた準確定申告をされる方
 - ⑨消費税、贈与税、個人事業税の申告をされる方

臨時連絡車両の運行について

市役所と各公民館(甚目寺・美和・七宝)を結ぶ臨時連絡車両を下記のとおり運行します。

※日によって運行箇所が異なりますので、ご注意ください。

運行日	2月			3月					
	21(金)	26(水)	28(金)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	11(火)	12(水)
運行箇所	甚目寺 公民館	美和 公民館	七宝 公民館	美和 公民館	七宝 公民館	甚目寺 公民館	七宝 公民館	甚目寺 公民館	美和 公民館

◆時刻表

各公民館発	市役所発
9:00	9:30
10:00	10:30
11:00	11:30
	12:30
13:30	14:00
14:30	15:00
	16:15

- ・市役所と各公民館の移動は20分程度かかります。
- ・臨時連絡車両については、上記の日程のみ運行します。交通状況により、時間が前後する場合があります。また、悪天候により運行を取り止める場合があります。途中で下車することはできません。

◎税理士による無料税務相談のお知らせ

申告期間中、市役所の申告相談会場で、下記のとおり、東海税理士会・津島支部所属の税理士(2名)による無料税務相談コーナーを開設します。所得税の確定申告についてお聞きになりたいことがあれば、この機会をご利用ください。※土・日曜・振替休日は除きます。

開催日	2月(受付時間:午前9時30分~正午、午後1時~4時)											
	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	22(土)	23(日・祝)	24(月・振)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)
	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○

申告書の郵送先・問合先		
【所得税・贈与税】	【市民税・県民税】	【個人事業税】
津島税務署 〒496-8720 津島市良王町2-31-1 ☎0567・26・2161	あま市役所税務課 〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地 ☎444・0509	西尾張県税事務所 〒491-8506 一宮市新生2-21-12 ☎0586・45・3279

ARモーションペーパーの使い方

- ①スマートフォンに「MotionPaper」アプリをインストールします。
- ②スマートフォンのカメラを起動し、広報あま表紙の二次元コードを読み込みます。
- ③「MotionPaper」が表示されるためタップし、読み込みが100%になるまで待ちます。
- ④表示が100%になった後、表紙の写真にスマートフォンをかざすと映像が流れます。



市公式ウェブサイト

その他詳細については市公式ウェブサイトをご覧ください。

問合先 人事秘書課 ☎444・1713 FAX444・1351

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円 ㉑	円 ㉒	円 ㉓

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
2 の 合 計			円 ㉔	円 ㉕
医 療 費 の 合 計			A (㉑+㉔) 円	B (㉓+㉕) 円

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円	A			<p>申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・ 退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の収の金額を転記します。</p>
保険金などで補てんされる金額		B			
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	C			
所得金額の合計額		D			
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E			
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		F	<p>申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。</p>		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G			

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者の氏名 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

※ 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

(2) 「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時まで確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額（自己負担額）(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書」1枚ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に記載された事項」に記入したのものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円

○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険（高額療養費など）などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」（添付）

● 医療費通知（原本※）「1 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。（添付）

※ 令和3年分以後の確定申告書を提出する場合は、原本に代えて電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。）を添付することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間で自宅等で保管する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。